

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

運営業務委託契約書 (案)

平成30年 月

四 街 道 市

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書 (案)

1. 名称	次期ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託
2. 履行場所	千葉県四街道市吉岡677番1他
3. 契約期間	始期 本契約締結日 終期 平成 年 月 日
4. 契約代金	¥ _____ (うち取引に係る地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金額	本約款に記載のとおり
6. 支払条件	本約款に記載のとおり
7. その他	本約款のとおり

上記の事業について、四街道市（以下「甲」という。）と〔 _____ 〕
（以下「乙」という。）は、甲及び _____ を代表企業とする _____ グループの間で
締結された平成 年 月 日付け基本契約（以下「基本契約」という。）第7条第2項に定
めるところに従い、添付する約款によってこの運営業務委託契約（以下「本契約」という。）
を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は、基本契約並びに甲と〔 _____ 〕との間の設計・建設工事請
負契約と不可分一体として（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本
事業」という。）に係る特定事業契約を構成するものとする。

なお、本契約は仮契約であって、本件事業に係る設計・建設工事請負契約の締結について
四街道市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日
(議決日：平成 年 月 日)

甲
四街道市鹿渡無番地
四街道市
市長 佐渡 斉 印

乙
住所
氏名
代表者 印

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業
運営業務委託契約書 約款

目 次

第1章	総則	1
第2章	運営業務	3
第1節	総則	3
第2節	運営開始前の準備	4
第3節	長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアル	5
第4節	処理対象物の処理	8
第5節	本施設の検査	8
第6節	モニタリング等	9
第7節	異常事態等への対応及び運営業務委託費の減額	11
第8節	処理生成物及び資源化物の取扱い	13
第9節	発電設備の運転	13
第10節	場外余熱利用	13
第11節	ごみ質	14
第12節	補修及び更新	14
第13節	建築物等の保守管理等	15
第14節	業務報告	16
第3章	運営業務委託費の支払い	16
第4章	要求水準書の変更	17
第5章	危険の負担等	18
第6章	損害賠償等	20
第7章	運営期間の終了	20
第8章	解除	22
第9章	特許権等、著作権及び秘密保持	24
第10章	補則	27
別紙1	運営業務委託費の支払方法	29
別紙2	特許権等	30
別紙3	保険	31
別紙4	モニタリング及び運営固定費の減額	32

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、基本契約及び要求水準書等（要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、入札説明書（以下に定義する。）及び質問回答書を総称していう。）に従い、本契約を履行しなければならない。

2 前項の要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

4 乙は、基本契約の内容を理解し、その趣旨を遵守するとともに、これらに違反しないことを確約する。

(準拠法及び解釈)

第2条 本契約は日本国の法令に準拠することとする。

2 本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 この契約において、「年度」とは4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する一年をいう。

4 本契約の変更は書面で行う。

5 本契約で使用された各用語は、本契約で特別に定める場合を除き、【平成30年〇月〇日】付け基本契約において使用された用語と同一の意味を有する。

(通知等)

第3条 本契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本契約、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）又は要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第4条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 本契約で用いる計量単位は、本契約又は要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本契約又は要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲がその必要がないと認める場合を除き、第10条に定める運営期間（以下「運営期間」という。）における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 本契約期間中、前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、常に運営保証対象額以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号又は第4号に掲げる保証及び第5号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。

4 運営保証対象額の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営対象保証額に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(性能保証に関する責任)

第7条の2 乙は、本施設について異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が、本施設の瑕疵によるのか又は乙の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、本施設について異常事態が発生した場合又は業務水準が達成されなかった場合に乙が負う義務の負担を免れることはできず、設計・建設事業者と連帯してこれを負担する。

(解釈等)

第8条 甲及び乙は、本契約と共に、基本契約、入札説明書、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）、要求水準書（第II編 運営業務編）及びこれらに係る質問回答（発注者が【平成30年〇月〇日、〇月〇日付】で公表したもの）並びに事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本契約、基本契約、入札説明書、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）、要求水準書（第II編 運営業務編）と事業提案書との間に齟齬がある場合、本契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）、要求水準書（第II編 運営業務編）、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書（第I編 設計・建設業務編）、要求水準書（第II編 運営業務編）で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書（第I編 設計・建設業務

編)、要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)に優先する。

第2章 運營業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

第9条 甲は、運営期間において、本施設の運營業務を乙に委託し、乙はかかる委託を受ける。業務範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)の定めるところによる。

- (1) 受付業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) 環境管理業務
- (6) 防災監理業務
- (7) 保安・清掃業務
- (8) 周辺住民等対応業務
- (9) その他これらに付帯関連する業務

2 乙は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように、適正に本施設の運転及び維持管理を行わなければならない。

3 乙は、本件性能要件を満たすよう、適正に本施設の運營業務を行わなければならない。

4 乙は、建設事業者が実施する本件施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

(運営期間)

第10条 運営期間は、平成33年10月1日から平成53年9月30日までとする。

(善管注意義務)

第11条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約及び要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)の各条項の規定により、本施設の運營業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第12条 乙は、運營業務準備期間において、本施設の運營業務その他乙が本契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、必要な届出等を行わなければならない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、運營業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の事前の承諾を得た場合には、運營業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員又は協力企業である場合には、甲に対する事前の通知で足りる。

3 前項に規定する業務の委託は、すべて乙の責任において行うものとし、委託を受けた者

の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。乙は、前項の規定により運營業務の委託を行った場合、当該委託にかかる契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく甲に提出する。

- 4 乙は、成果物（未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の事前の承諾を得たときは、この限りでない。
- 5 甲は、第三者に対する委託又は請負に関して、乙に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。

（関連法令の遵守）

第14条 乙は、本施設の運營業務に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（甲の責任）

第15条 甲は、運営期間において、本施設を所有し本施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、甲は、入札説明書第2章9.2) に示す事項を自己の責任において行う。

（指示監督等）

第16条 甲は、本契約の履行について必要があるときは、乙に対し、指示監督することができる。

- 2 甲は、第26条に定める場合を除き、必要があると認めるときは、乙に対して運營業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他運營業務の実施場所に立ち入ることができる。

第2節 運営開始前の準備

（従業員の確保）

第17条 乙は、運營業務準備期間において、本施設の運營業務の実施に必要な人員（以下「従業員」という。）を、自らの責任及び費用において、法令等の規定により必要とされる人数確保し、本契約の終了まで、これを維持する。

- 2 本施設の運營業務のための従業員には、次の各号に掲げる資格を有する者が含まれるものとし、乙は、運營業務準備期間においてその必要人数を確保する。また、本契約の終了まで、これを維持する。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設及び破砕・リサイクル施設）

(2) 安全管理者

(3) 衛生管理者

(4) 第2種酸素欠乏危険作業主任技術者

(5) 防火管理者

(6) 危険物保管監督者・危険物取扱者

(7) 第1種圧力容器作業主任者

- (8) クレーン・デリック運転士
- (9) 第3種電気主任技術者
- (10) ボイラ・タービン主任技術者
- (11) 特定化学物質等取扱作業主任者
- (12) エネルギー管理者
- (13) その他本施設の運営のために必要な資格を有する者

- 3 前項第9号の電気主任技術者の監督範囲は、実施設計の過程で、監督官庁と協議の上認められた範囲に限るものとする。
- 4 第2項第9号の電気主任技術者及び同項第10号のボイラ・タービン主任技術者は、監督官庁協議開始前に確保し配置し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定検査を受検又は実施する。
- 5 乙は、運營業務の開始までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表及び人員配置表を含む。）を作成し、甲に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに甲に通知し、甲に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。

（試運転、予備性能試験及び引渡性能試験）

第18条 設計・建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、乙がこれを設計・建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 乙は、設計・建設事業者と協力して、運營業務開始の準備を行うとともに、設計・建設事業者から必要な教育訓練を受けるものとする。

第3節 長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアル

（長期運営実施計画書）

第19条 乙は、運営期間の開始前に、長期運営実施計画書を作成し、甲に提出して、その内容につき承諾を受けなければならない。

- 2 長期運営実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 各業務の実施体制

- ア) 安全管理体制
- イ) 防災管理体制
- ウ) 連絡体制
- エ) 施設警備・防犯体制
- オ) 運営管理体制（受付業務実施体制、維持管理実施体制、周辺住民等対応実施体制含む。）
- カ) 緊急時の連絡体制
- キ) その他関連する体制

- (2) 各業務の実実施計画

- ア) 運転計画書
- イ) 保守管理計画書
- ウ) 補修工事計画書
- エ) 更新工事計画書
- オ) 調達計画書

- カ)作業環境管理計画書
- キ)清掃計画書
- ク)その他必要な業務実施計画

- 3 甲は、長期運営実施計画書の内容を承諾するに当たり、乙に対し適宜指摘を行うことができる。また、乙も、必要な改善提案を行うことができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、長期運営実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た長期運営実施計画書につき、改めて甲の承諾を受けなければならない。
- 5 乙は、第1項又は前項の規定により甲の承諾を受けた長期運営実施計画書にもとづいた年間運営実施計画を作成し、年間運営実施計画にもとづいた運営業務を実施する。
- 6 乙は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に長期運営実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(年間運営実施計画書)

第20条 乙は、各年度の業務が開始する30日前までに（ただし、運営期間の初年度については運営期間の開始前に）、長期運営実施計画にもとづいた翌年度の年間運営実施計画書を、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 年間運営実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)受付業務

- ア)業務実施体制（運営管理体制に含む。）
- イ)受入管理マニュアル（運営・管理マニュアルに含む。）

(2)運転管理業務

- ア)運営管理体制(受付業務実施体制、維持管理実施体制、周辺住民等対応実施体制含む。)
- イ)月間運転計画書、年間運転計画書（発電・売電計画含む。)
- ウ)運転・管理マニュアル（受付管理マニュアルを含む。)
- エ)日報、週報、月報、四半期報、年報等（様式含む。)

(3)維持管理業務

- ア)維持管理実施体制（運営管理体制に含む。)
- イ)年間保守管理計画書
- ウ)年間補修工事計画書、補修工事实施計画書
- エ)年間更新工事計画書、更新工事实施計画書
- オ)月間調達計画書、年間調達計画書
- カ)維持管理マニュアル

(4)情報管理業務

- ア)各種様式、記録の改訂及び保管
- イ)情報公開要領

(5)環境管理業務

- ア)環境保全基準
- イ)作業環境基準
- ウ)作業環境管理計画書
- エ)測定管理実施マニュアル

- (6)防災管理業務
 - ア)防災管理体制
 - イ)連絡体制
- (7)保安清掃業務
 - ア)施設警備・防犯体制
 - イ)清掃計画書
- (8)周辺住民等対応業務
 - ア)業務実施体制（運営管理体制に含む。）
 - イ)見学者対応要領
 - ウ)周辺住民対応要領
- (9)その他これらに付帯関連する業務
 - ア)安全管理体制
 - イ)緊急時の連絡体制
 - ウ)その他関連する体制
 - エ)その他必要な計画書
 - オ)緊急対応マニュアル（防災管理対応を含む。）
 - カ)その他関連業務マニュアル

- 3 甲は、年間運営実施計画書の内容を承諾するに当たり、乙に対し適宜指摘を行うことができる。また、乙も必要な改善提案を行うことができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、年間運営実施計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た年間運営実施計画書につき、改めて甲の承諾を受けなければならない。
- 5 乙は、第1項又は前項の規定により甲の承諾を受けた年間運営実施計画書に従い、毎年度の運営業務を実施する。
- 6 乙は、本施設の運営業務が、本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルに基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 7 乙は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に年間運営実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（運営マニュアル）

第21条 乙は、運営期間の開始前に、試運転の結果等を踏まえ、運営マニュアルを作成し、甲に提出して、その内容につき承諾を得なければならない。

2 運営マニュアルには、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)運転・管理マニュアル
- (2)維持管理マニュアル
- (3)測定管理実施マニュアル
- (4)緊急対応マニュアル
- (5)その他関連業務マニュアル

3 運営マニュアルは、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）及び事業提案書に基づく本施設の維持管理及び運転を実行するために、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）に基づいて、

本施設の運転及び稼働、日常的な運転保守管理のための管理項目及びその達成基準の詳細、想定されるトラブル及びそれに対する対応策並びに本施設による処理対象物の処理を行うために必要な手順を詳細に記載したものでなければならない。

- 4 乙は、甲の承諾を受けた運営マニュアルに定めるところにより、本施設の運営業務を行う。
- 5 乙は、運営期間終了まで、必要に応じて、甲と協議の上適宜運営マニュアルの更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、最新版を甲に提出する。
- 6 乙は、運営マニュアルの更新にあたっては、運営期間終了後においても利用可能となるよう、運営期間の運営実績及び乙の提案事項を、運営マニュアルに反映させる。
- 7 乙は、本施設について本件性能要件が満たされるよう、常に運営マニュアルを適正なものにするよう努め、必要な場合は、第5項に従い、運営マニュアルを更新しなければならない。
- 8 乙は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第4節 処理対象物の処理

(処理業務)

第22条 乙は、運営期間中、本契約、入札説明書等及び要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）及び事業提案に基づき、本施設において運営業務を行う。

(処理対象物の処理)

第23条 乙は、処理対象物を本件性能要件に適合させて処理しなければならない。

(処理不適物の取り扱い)

第24条 乙は、搬入された処理対象物の内容物検査を実施し、処理不適物の回収及び、ストックヤードまでの運搬を行う。また、乙は、プラットホームの監視において、処理不適物、危険物等の混入が確認された場合は、当該処理不適物、危険物等を持ち込んだ第三者にこれらを持ち帰らせなければならない。但し、当該処理不適物、危険物等を直接搬入した者に持ち帰らせることが不可能又は困難である場合、若しくは当該処理不適物、危険物等が甲により搬入された場合には、乙は当該処理不適物、危険物等を本施設内に保管し、甲又は甲が指定する業者に本件施設内にて引き渡すものとする。

- 2 前項の検査、回収、及びストックヤードまでの運搬にかかる費用は乙が負担する。
- 3 内容物検査の検査方法、検査の実施等の原因で処理不適物が混入したことより、本施設に故障等が生じたことが明らかになった場合で、当該故障等の修理のために費用を要するときは、第37条及び第50条の規定に従う。

第5節 本施設の検査

(乙の検査)

第25条 乙は、年間運営実施計画書の年間保守管理計画を作成し、甲の承諾を受ける。

- 2 年間保守管理計画書には、検査の対象となる機器の項目、検査内容、検査頻度等を記載

する。

- 3 乙は、年間保守管理計画書の定めるところに従い、本施設の検査を行う。
- 4 前項に規定するもののほか、乙は、必要に応じて、本施設の検査を実施する。
- 5 乙は、第3項又は前項の規定により本施設の検査を行ったときは、その結果を速やかに甲に報告する。甲は、当該検査結果を公表することができる。

(甲の検査)

- 第26条 甲は、自己の費用により、本施設の検査を行うことができる。この場合、甲は、抜き打ちによる検査の場合を除き、乙の通常の営業時間内に、乙に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行う。
- 2 甲は、前項の規定による検査を第三者に委託することができる。
 - 3 甲は、第1項又は前項の規定により検査を行う又は行わせる場合には、合理的に可能な範囲で乙の行う運營業務の実施に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(精密機能検査)

- 第27条 乙は、3年に1回以上、本施設の設備及び機器の機能状況、耐用の度合い等について、第三者による検査（以下「精密機能検査」という。）を受け、当該第三者から精密機能検査報告書を取得しなければならない。
- 2 精密機能検査にかかる費用は、乙の負担とする。
 - 3 乙は、第1項の規定により取得した精密機能検査報告書を、甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存し、運営期間終了後、当該電子データを甲に提出する。

第6節 モニタリング等

(本施設にかかる計測管理)

- 第28条 乙は、運営期間中、自己の費用において、本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルに従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託して、本施設にかかる計測管理を実施する。
- 2 乙は、「要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）第6章」に示した計測項目、計測頻度で、前項の規定による計測管理を実施し、結果を毎月の運営報告書により甲に報告しなければならない。甲は、乙に事前に通知して、当該計測管理に立ち会うことができる。
 - 3 甲は、前項の規定による計測管理について、計測項目のいずれかの測定値が「要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）第6章第3節」に定める要監視基準に近い値を示し基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、乙に計測頻度の増加を請求することができる。この場合の計測頻度は、甲が測定値に応じて決定することができる。
 - 4 乙は、本件性能要件として示されている項目で、「要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）第6章第2節表6-1」の測定項目に掲げられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は甲が合理的に要求する場合に、自らの責任と費用により、計測管理を実施し、その

結果を速やかに甲に報告しなければならない。

- 5 甲は、第1項及び第4項の規定による計測の結果並びに第3項の規定により甲がとった措置を公表することができる。

(周辺環境のモニタリング)

第29条 甲は、自己の費用において、周辺環境のモニタリング等を実施することができる。

- 2 甲は、自己の費用において、乙による計測管理とは別に、本施設の計測管理を行うことができる。この場合、乙は、甲の指示に従い計測管理に協力しなければならない。

(要監視基準値)

第30条 第27条または前条の規定による乙又は甲の検査、計測管理等の結果、要監視基準値が達成されていないことが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、「要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)第6章第3節2.」に定めるところにより、原因の究明に努め、本件性能要件を達成するよう本施設の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

- 2 甲及び乙は、協議により、本施設の稼動状況に応じて、要監視基準値を見直すことができる。
- 3 甲は、第1項の規定により乙が行った本施設の補修、運營業務の改善等の内容を公表することができる。

(停止基準値)

第31条 第27条または第29条の規定による乙又は甲の検査、計測等の結果、停止基準値が達成されていないことが判明した場合には、甲又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、直ちに本施設の運転を停止し、「要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)第6章第3節3.」に定めるところに従い、原因の究明に努め、本件性能要件を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

(本件性能要件の未達)

第32条 第27条または第29条の規定による乙又は甲の検査、計測等の結果、要監視基準値として示された項目以外の項目等について本件性能要件が達成されることが判明した場合には、甲又は乙は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は、原因の究明に努め、本件性能要件を満たすよう、本施設の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合、甲は、必要と認めるときは、乙に本施設の運転の停止を指示することができる。乙は、これに従わなければならない。

(その他運營業務に関するモニタリング)

第33条 第28条及び第29条に定めるほか、甲は、乙が本施設を適切に運営していることを確認するため、運営期間中において、「入札説明書添付資料-6 3.」に定めるところによりモニタリングを行い、毎月の運営報告書受領後14日以内に、当該運営報告書の対象となる月の業務状況につき乙に通知する。乙は、甲が行うモニタリングにつき、甲の指示に従い協力しなければならない。

- 2 前項の規定によるモニタリングの実施方法は、「入札説明書添付資料-6 3.」に記載

のとおりとする。

- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて本施設に立ち入り、自らの費用において、必要があると認める計測管理を行うことができる。
- 4 甲は、第1項及び前項の規定によるモニタリング及び計測管理の結果を公表することができる。

第7節 異常事態等への対応及び運營業務委託費の減額

(異常事態への対応)

第34条 乙は、本施設の運營業務の実施中に異常事態が発生したときは、本契約に従い、自らの費用で運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、本施設が異常事態に至った原因の究明、その責任の分析等を行う。
- 3 甲は、前項の規定による乙の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生にかかる事実関係の調査、原因の究明、責任の分析等を行うことができる。この場合、乙は、甲に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 本施設が計画外の運転停止（長期運営実施計画書及び年間運営実施計画書に予定されていない本施設の一連の稼働停止をいう。以下同じ。）の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。

(停止期間中等の処理対象物の処理)

第35条 異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量を受入れができない状態に陥った場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲より提供される処理対象物の処理について、次の各号に掲げるところにより、対応する。

- (1) 乙は、甲に対する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を策定し、甲の確認を受け、当該緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。
- (2) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

(臨機の措置)

第36条 乙は、事故、災害等の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知する。
- 3 甲は、事故、災害等の防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、乙は、当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力によることを乙が明らかにした場合は甲及び乙が、乙の責めに帰すことのできない事由（不可抗力を除く。）に基づくことを乙が明らかにした場合は甲が、当該措置に要した費用のうち、乙が運營業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が本施設の瑕疵による場合、当該措置は、乙

の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用はすべて乙が負担する。

(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)

第37条 異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。以下同じ。）は、全て乙が負担する。ただし、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によることを乙が明らかにした場合は甲及び乙が、乙の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を乙が明らかにした場合は甲が、当該費用を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の瑕疵により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、かかる事態の発生は、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなし、かかる事態への対応に要する費用はすべて乙が負担する。
- 3 第1項の規定により、異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用を甲が負担する場合の負担方法については、甲と乙が協議により定める。
- 4 異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む。）は、別紙4に従い運営業務委託費のうちの運営固定費を減額する。ただし、異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成が、不可抗力又は乙の責めに帰することができない事由によることを乙が明らかにした場合は、運営固定費を構成する費用のうち当該本件性能要件の未達成に伴い支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わない。
- 5 前項の規定にかかわらず、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の瑕疵を原因とした異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む。）には、かかる事態の発生は、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、運営固定費の減額を行う。
- 6 乙は、第1項の規定による費用の負担及び前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による（前項の規定により乙の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。）異常事態の発生又は計画外の運転停止に関連して甲に生じた損害を、甲に賠償しなければならない。

(その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額)

第38条 本施設の全部又は一部の運転停止を伴わず、本施設の運転を継続できるが、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）（事業提案書及び要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）に係る質問回答（甲が平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日付で公表したもの）を含むがこれに限られない。以下本条において同じ。）等に規定する業務水準が達成されていないと甲が判断した場合には、「入札説明書添付資料-6 4.」に基づき別紙4に定めるところにより、運営固定費を減額する。

- 2 乙は、前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由により要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）等に規定する業務水準が達成されなかった場合、及び建

設工事完了日から3年を経過するまでの期間中に本施設の瑕疵を原因として要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に規定する業務水準が達成されなかった場合には、当該業務水準の未達成に関連する損害を、甲に賠償しなければならない。

第8節 処理生成物及び資源化物の取扱い

（処理生成物の取扱い）

第39条 乙は、本施設における処理対象物の燃焼処理によって発生する焼却主灰、焼却飛灰（以下「処理生成物」という。）を、甲が搬出する際の車両への積込、計量等の作業を実施すること。また、処理生成物の搬出について必要な協力を行うこと。

（資源化物の取扱い）

第40条 乙は、マテリアルリサイクル推進施設の処理に伴って回収される資源化物を適正に管理、保管し、甲が指定する引取業者へ引き渡すものとする。その際に、引取業者と協議したうえで、計量及び積込についても行うこと。

第9節 発電設備の運転

（発電設備の運転）

第41条 乙は、本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルに従い、本施設の発電設備の運營業務を行う。

- 2 乙は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行う。
- 3 乙は、発電した電力を本施設で使用する。
- 4 乙は、電気事業者と本施設にかかる契約を締結し、乙が当該契約にかかる費用を負担する。
- 5 本施設を運転することにより発生する余剰電力（第2項の規定により発電した電力から施設内利用電力を除いたものをいう。以下同じ。）にかかる権利は甲に帰属する。
- 6 乙は、甲の承諾を得て第三者との間で契約を締結することにより、余剰電力を当該第三者に対して販売することができる。この場合、乙は、余剰電力の販売先及び販売量について、毎年甲に報告する。
- 7 乙は、必要に応じて、甲の承諾を得て、前項の契約を変更することができる。
- 8 乙は、第6項に定める余剰電力の販売に関して甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10節 場外余熱利用

（場外余熱利用）

第42条 乙は、本施設の北側敷地内において、将来設置する計画である余熱利用施設へ電気、蒸気、温水等は無償で供給すること。

- 2 乙は、本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書に基づき場外余熱利用施設への余熱の供給を止めるときは、事前に甲へ報告し承

諾を得る。

- 3 乙は、本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書の予定外の停止でかつ、乙の責めに帰すべき事由によって、場外余熱利用施設へ余熱を供給できない場合は、供給停止期間に必要となる全ての費用を負担しなければならない。

第11節 ごみ質

（ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合）

第43条 乙の責めに帰すべき事由がなく、乙が、処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱し、本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難である旨の申立てを甲に対して行った場合、甲は、本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。

- 2 甲が前項の規定による確認を行い、乙の申立てが合理的であると認めた場合、甲は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質を算出し、乙と協議の上、本件性能要件又は要監視基準値を満たすための本施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。甲は当該工事を第三者に発注できるものとし、乙は甲が発注業務を行うための情報提供を行う。
- 3 前項の規定による協議によって決定された本施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、甲が負担する。なお、甲が、本施設の改造を乙以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、甲、本施設又は第三者に損害が生じた場合には、乙はその責めを負わない。
- 4 第2項の場合において、臨機の措置及び計画外の運転停止への対応に要する費用については、第36条及び第37条の規定にかかわらず、甲の負担とする。

第12節 補修及び更新

（長寿命化計画の整備）

第44条 乙は、本施設の効率的な更新整備や保全管理を行うため、長寿命化計画を作成し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、作成した長寿命化計画を運営期間に通し、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年更新し、その都度、甲に報告し承諾を得なければならない。
- 3 長寿命化計画は、第19条第2項2号イ)、ウ)、オ)及び第20条第2項3号イ)、ウ)、エ)の各計画書と整合を図ることとする。

（本施設の補修）

第45条 乙は、第20条第1項又は第4項もしくは前条の規定により甲の承諾を受けた年間運営実施計画書及び長寿命化計画の補修計画に従い、補修の実施前までに補修工事実施計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、補修工事実施計画書に従い、補修業務を行う。
- 3 乙は、本施設の補修業務が本契約、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書、運営マニュアル及び補修工事実施計画書に基づいている限

りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。

- 4 乙は、補修業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。
- 5 乙は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、補修業務の終了を甲に報告するとともに、補修結果報告書を作成して甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、必要と認める場合は、乙による補修業務の結果を確認し、年間運営実施計画書及び運営マニュアルを改訂するよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に補修実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(本施設の更新)

第46条 乙は、第20条第1項又は第4項もしくは前条の規定により甲の承諾を受けた年間運営実施計画書及び長寿命化計画の更新計画に従い、更新の実施前までに更新実施計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、更新実施計画書に従い、更新業務を行う。
- 3 乙は、本施設の補修業務が本契約、要求水準書(第Ⅱ編 運営業務編)、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書、運営マニュアル及び更新実施計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 4 乙は、更新業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。
- 5 乙は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、更新業務の終了を甲に報告するとともに、更新結果報告書を作成して甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、必要と認める場合は、乙による更新業務の結果を確認し、年間運営実施計画書及び運営マニュアルを改訂するよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に更新実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第13節 建築物等の保守管理等

(建築物等の管理)

第47条 乙は、事業用地内の建築物等(植栽、事業用地内の駐車場、防災調整池、歩道を含む。以下同じ。)の保守管理を、次の各号に掲げるところにより行うこととし、詳細は運営マニュアル及び年間運営実施計画書に定めるところによる。

- (1)安全性及び防災性を確保し、災害発生を未然に防止すること
- (2)突発的な修繕及び事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制すること
- (3)建築物の資産価値を維持し、使用期間の増大を図ること
- (4)美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献すること

(見学等への対応)

第48条 乙は、本施設への見学及び視察等につき、予約の受付、引率及び説明等の対応を行うこととする。詳細は、要求水準書(第Ⅱ編 運営業務編)に定めるところによる。なお、行政視察の申し込みがあった場合には、発注者の連絡先を通知する等の仲介対応を行うものとする。

第14節 業務報告

(運營業務の報告)

第49条 乙は、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に従い、業務完了報告書を、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出を受けた業務完了報告書の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に定める業務を適切に実施していないと判断した場合には、乙に説明を求めることができる。この場合、甲は、乙に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関する改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 乙は、業務完了報告書、その他乙が本契約に基づき作成する書類につき、運営期間中電子データで保管し、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物でも保管する。甲が求めた場合、乙は、業務完了報告書、その他乙が本契約に基づき作成する書類を、電子データで甲に提出しなければならない。
- 4 乙は前項の規定により保管する印刷物を、作成時から3年以上保管する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、乙は、本施設内の事故発生等緊急を要する事項については、運営マニュアルに従い速やかに甲に報告しなければならない。

第3章 運營業務委託費の支払い

(運營業務委託費)

第50条 甲は、乙に対し、運営期間中、別紙1に定めるところにより算定される金額を、運營業務委託費として、乙に支払う。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、運営固定費について、本契約の規定による減額を行うことができる。
- 3 甲は、本契約で定める場合を除き、報酬等の名目の如何を問わず、乙に対して金銭の支払義務を負わない。

(運營業務委託費の支払い等)

第51条 甲は、乙に対して、別紙1に定めるところにより、乙の業務遂行の対価として、次条第5項の規定による請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内（以下「支払期限日」という。）に、本契約の規定により減額される場合を除き、運營業務委託費を支払わなければならない。

(請求の手順)

第52条 乙は、四半期毎に、当該四半期が終了した日から10日以内に、運営報告書のうち当該四半期における乙の実績について記載した四半期報告書を作成し、甲の承諾を受ける。

- 2 甲は、前項の規定により四半期報告書の提出を受けた場合、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、四半期報告書の提出を受けた日から14日以内に乙に通知する。
- 3 前項の場合、乙は、甲が承諾しなかった四半期報告書及びそれに付属する資料を改訂して再提出する。ただし、乙は、当該四半期報告書が承諾されなかったことについて、意見

を述べることができる。

- 4 乙は、当該四半期報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて四半期報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、乙は、補足、修正又は変更を経た四半期報告書につき、改めて甲の承諾を受けなければならない。
- 5 乙は、甲の四半期報告書の承諾を得た後、承諾済みの四半期報告書に基づいた運營業務委託費の請求書を作成し、甲に請求する。

(運營業務委託費の見直し)

第53条 甲及び乙は、社会経済状況の変化に応じて、運営固定費及び運営変動費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙1に定めるところによる。

第4章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第54条 運営期間中に、技術革新等により要求水準書(第I編 設計・建設業務編)又は要求水準書(第II編 運營業務編)の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1)甲は、本契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化など甲及び乙が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由(ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。)により要求水準書(第I編 設計・建設業務編)若しくは要求水準書(第II編 運營業務編)の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書(第I編 設計・建設業務編)若しくは要求水準書(第II編 運營業務編)の変更が相当と認められる場合には、その変更を乙に求めることができる。
 - (2)乙は、前号の規定による甲の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を甲に対し通知しなければならない。
 - (3)甲と乙は、協議の上、要求水準書(第I編 設計・建設業務編)又は要求水準書(第II編 運營業務編)を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、甲が負担する。また、かかる変更により乙に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、運營業務委託費を減額する。
 - (4)前号の規定による協議が協議開始の日より60日以内に整わない場合には、甲は本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 2 乙は、本契約の締結後に合理的な必要が生じた場合(ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。)、要求水準書(第I編 設計・建設業務編)又は要求水準書(第II編 運營業務編)の変更を甲に求めることができる。かかる場合、甲は、乙との協議に応じなければならない。甲は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の運營業務委託費の支払額の変更については、甲と乙の合意したところによる。
 - 3 要求水準書(第I編 設計・建設業務編)又は要求水準書(第II編 運營業務編)を変更するときは、甲と乙で協議の上、変更内容に応じ、甲が要求水準書(第I編 設計・建設業務編)又は要求水準書(第II編 運營業務編)を、乙が長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルを、それぞれ変更する。
 - 4 甲は、第1項第4号の規定により本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により乙に

損害が生じる場合には、甲が損害と認めるもののみを賠償する。

第5章 危険の負担等

(所有権)

第55条 本施設の所有権は、甲に属する。また、本施設の更新等を行った場合においても、本施設の所有権は甲に属する。

(第三者の損害)

第56条 乙は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、甲又は第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

2 前項に規定する事由以外の事由により、運營業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、甲及び乙は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定する。

3 前項の損害賠償は、まず乙が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは乙が当該損害額を当該第三者に対して支払う。甲は、乙からの請求に基づき、乙が当該第三者に支払った当該損害額（不足額）について、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を乙に対して支払う。

(保険)

第57条 乙は、別紙3に定めるところにより、自らの費用で次の各号に掲げる保険に継続して加入しなければならない。なお、乙は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について甲の確認を得なければならない。

(1) 運營業務中の第三者損害賠償保険

[その他、事業提案書で提案された保険を記載します。]

2 乙は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、別紙3に規定する内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を甲に通知し、その承諾を得なければならない。

(法令変更)

第58条 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本契約にかかる自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で甲に通知しなければならない。この場合、乙は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。

2 甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 甲は、運營業務委託費の支払いにおいて、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。

4 乙は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の運營業務に関し

て合理的な追加費用が発生した場合、甲に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について甲と協議することができる。なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分の本項の追加費用には含まれない。

- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、甲及び乙は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
本施設及び本施設と類似の業務を提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び乙の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 6 前二項の場合、必要に応じて、甲と乙で協議の上、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルの改訂等を行う。
- 7 甲が支払う運營業務委託費にかかる消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、甲が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書及び運営マニュアルの変更が可能となり、かかる変更により乙の運營業務実施の費用が減少するときは、甲は、乙との協議により要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、運営マニュアル、長期運営実施計画書又は年間運営実施計画書の変更を行い、運營業務委託費を減額する。
- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合及び過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、本項に基づき本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により乙に損害が生じる場合には、甲が損害と認めるもののみを賠償する。

（不可抗力）

第59条 不可抗力により、いずれかの当事者が本契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本契約の履行の続行が可能となる時まで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 甲は、運營業務委託費の支払いにおいて、乙が履行義務を免れた義務について、乙が当該免除によって免れた費用を控除し、乙が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。
- 4 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、甲と乙で協議の上、要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）、長期運営実施計画書、年間運営実施計画書、運営マニュアルの改訂等を行う。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、甲は本契約の

全部又は一部を解除することができる。甲は、本項に基づき本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により乙に損害が生じる場合には、甲が損害と認めるもののみを賠償する。

(不可抗力による負担)

第60条 不可抗力による損害が又は増加費用が生じた場合において、本施設の運営業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、年間の運営業務委託費（運営変動費については、計画処理量及び計画性状（基準ごみ時）により算出する。）の100分の1に至るまでは、乙が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については甲が負担する。なお、発電設備に関して発生した損害又は費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本条の損害及び増加費用には含まれない。

(地域住民対応)

第61条 本施設の地域住民の要望、クレーム等に対する対応は甲が行う。

- 2 乙は、地域住民の要望、クレーム等を受けたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲が第1項の地域住民の要望、クレーム等に対応するため乙に協力を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により、乙が甲に協力するために費用を生じた場合には、合理的な範囲を超えると甲が認めた費用については、甲が負担する。
- 5 乙は、事業用地及びその周辺で甲及び関係団体が行う事業等に対し、甲の要請に基づき、甲が要請する地元説明会等への出席、資料の作成等の協力をしなければならない。

第6章 損害賠償等

(損害賠償等)

第62条 本施設の運営業務に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は、乙に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 乙は、本契約に従った運営業務を実施せず、又はその他本契約の定めるところに違反し、その他乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 本契約の規定による運営固定費の減額は、前項の規定による甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、運営固定費の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。
- 4 甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合、乙は、甲の請求により、当該損害賠償相当額を甲に対して支払わなければならない。

第7章 運営期間の終了

(運営期間終了後の運営方法の検討)

第63条 甲及び乙は、運営開始後16年目の時点において、本事業終了後の本施設の運営の継続にかかる協議を行うこととする。

- 2 前項の申し出に応じて、甲と乙は、本施設の運営の継続にかかる協議を行うものとし、

本契約の継続及び乙以外の第三者に委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果如何にかかわらず、乙は、甲の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。

- 3 甲が本事業終了後における本施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、甲は運営期間満了日の24箇月前までに、本契約の継続に関して乙に協議を申し出ることができる。この場合、乙は甲との協議に応じなければならないものとする。協議の結果、乙が運営期間満了後において本件施設の運営を継続することとなった場合、乙は、運営期間満了日の6箇月前までに、運営期間満了時の翌事業年度に係る事業の実施計画を発注者に提出するものとする。また、当該協議の結果如何にかかわらず、受注者は、以下の各号に係る情報及び資料を含む、発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない（提出期限は運営期間満了日の18箇月前を目処とする。）。
 - (1)人件費
 - (2)運転経費
 - (3)維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - (4)用役費
 - (5)運営期間中の財務諸表
 - (6)その他必要な資料
- 4 運営期間満了日の12箇月前までに前項の本契約の継続に係る合意が整わない場合には、本契約は、運営期間満了日をもって終了するものとする。
- 5 本条の規定に基づき本契約の延長が行われる場合には、運営業務委託費等を含め、必要な契約の変更を行うものとする。

（運営期間終了時の取扱い）

- 第64条 乙は、自らの費用により運営期間終了日の3年前から2年間の間に、第三者に委託して、機能検査（本施設が、運営期間終了後も大規模改修を要することなく、継続して5年間使用することに支障がない状態であることを確認するための検査をいう。以下同じ。）を行わなければならない。
- 2 前項の規定による機能検査においては、次の各号に掲げる事項を確認する。
 - (1)プラント部分が性能保証要件を満たしていること
 - (2)事業用地内の建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること
 - (3)内外の仕上げ及び設備機器等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること
 - 3 機能検査の結果、本施設が運営期間終了後も大規模改修を要することなく、継続して5年間使用することに支障があると認められた場合には、乙は、自己の費用により、改修等必要な対応を行う。
 - 4 甲は、機能検査の結果を踏まえ、次の各号に掲げる事項について、本施設が適切な状態にあることを確認する。
 - (1)本施設の機能状況
 - (2)大規模改修を含む本施設の耐用度
 - (3)事業継続にかかる経済性
 - 5 乙は、運営期間終了時に、本施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で引渡す。予備品及び消耗品等については、6月程度使用できる量を補充した上で、引渡

す。

第8章 解除

(乙の債務不履行)

第65条 甲は、本契約に特に定める場合を除き、乙がその責めに帰すべき事由により、本契約又は要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)に従った本施設の運営ができなくなったときは、乙に最長60日の猶予期間を与える。ただし、乙が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、この限りでない。

(甲の解除)

第66条 甲は、必要と認めるときは、90日前に乙に通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、乙の責めに帰すべき事由がないときは、甲は、乙の損害を補償する。

2 甲は、乙(第13号の場合は構成員又は協力企業)が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し催告することなく、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、運營業務に着手すべき期日を過ぎても運營業務に着手しないとき

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

(3) 運營業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき

(4) 乙又は乙の業務担当責任者その他使用人が、甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき

(5) 乙が第69条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

(6) 乙又は乙の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき

(7) 本契約及び要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)に従った運營業務の履行を行わず、甲が前条の規定により最長60日(ただし、甲が本契約の規定に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。)の猶予期間を設けて乙に請求しても乙が当該猶予期間内に本契約及び要求水準書(第Ⅱ編 運營業務編)に従った運營業務の履行を行わないとき

(8) 本事業を放棄したと認められるとき

(9) 乙にかかる破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続その他これらに類する倒産手続(今後制定される手続を含む。)いずれかの手続について、乙の決定機関でその申立等を決定したとき、若しくはその申立等がされたとき、乙が、支払不能若しくは支払停止となったとき、又は乙に関する手形交換所の取引停止処分若しくは株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置が生じた場合

(10) 運営報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき

(11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき

(12) 基本協定第3条第3項各号のいずれかに該当したとき

(13) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき

ア) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき

イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき

エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは、関与していると認められるとき

オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がア) からオ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

キ) 乙が、ア) からオ) までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カ) に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に、乙に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、乙に通知することにより本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲が請求したときは、自己の負担において、甲が指定する事業者に、本施設のプラント部分以外の部分の保守管理業務を委託しなければならない。

(1) 乙が、本施設のプラント部分以外の部分の保守管理にかかる、甲が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき

(2) 乙が、甲が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第57条第1項各号の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、甲は、乙が付保すべき保険が必要でないと合理的に判断する場合においては、当該保険にかかる契約の締結を請求しない。

(3) その他乙が本契約の義務を履行しないとき

4 甲は、建設工事請負契約が解除された場合、本契約を解除することができる。

5 乙は、本契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに本施設を甲に明け渡さなければならない。

(違約金)

第67条 乙は、前条第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合は、運営保証対象額に相当する金額を、違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

- 2 前項の場合において、甲に発生した損害が前項の規定による違約金の金額を超過しているときは、甲は、乙に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。
- 3 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。甲に帰属した契約保証金は、甲の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する。
- 4 第1項及び第2項の規定により乙が甲に違約金及び賠償金を支払う場合において、甲は、違約金請求権及び損害賠償請求権と乙の運營業務委託費請求権その他甲に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない。

（委託業務の一部解除）

第68条 運営期間中、甲は、甲が利用する必要がないと判断した本施設の設備の一部（以下「不要設備」という。）にかかる運營業務の委託に関する部分につき、本契約を解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により本契約を部分解除する場合には、乙と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、乙は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じる。
- 3 甲は、第1項の解除について乙の責めに帰すべき事由がない場合において、当該解除により乙に損害が生じたときは、甲が損害と認めるものについてのみ賠償する。

（乙の解除）

第69条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 第54条第1項第4号、第58条第9項、第59条第5項又は前条第1項の規定による部分解除のため、契約金額が3分の2以上減じたとき

(2) 甲が、甲の責めに帰すべき事由により本契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき

- 2 乙は、前項第2号の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第9章 特許権等、著作権及び秘密保持

（特許権等）

第70条 乙は、乙自ら又は甲若しくは甲の指定する者が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）し、その他本施設の運營業務を遂行するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙2に記載のとおりとする。ただし、甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ乙が当該技術にかかる工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 乙は、運營業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第3項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第5項の規定による成果物及び本施設の甲その他甲の指定する者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 第1項の規定により乙が取得した実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、甲が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）し、その他本施設の運營業務を遂行するために必要なものについては、乙は、当該実施権又は使用権を甲及び甲の指定する者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして甲及び甲の指定する者に付与せしめる。

（著作権の利用等）

第71条 甲が本契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

2 乙は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含むがこれらに限られない。）を、当該著作物の引渡し時に、甲に無償で譲渡する。

3 乙は、本契約終了の前後を問わず、甲及び甲の指定する者が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

(3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること

(4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること

(5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと

(6) その他本事業の遂行のために必要となる行為を行うこと

4 乙は、本契約終了の前後を問わず、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること

(2) 本施設に乙の実名又は変名を表示すること

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

5 甲又は甲の指定する者は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。）及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、甲又は甲の指定する者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡等禁止)

第72条 乙は、自ら又は著作者その他の権利者をして、成果物及び本施設並びにそれらの使用等にかかる特許権、実用新案権、著作権等の権利を第三者に譲渡し、承継し、若しくはその他の処分をし、又は譲渡させ、承継させ、若しくはその他の処分をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の権利の侵害防止)

第73条 乙は、成果物及び本施設が、第三者の有する特許権、実用新案権、著作権その他の権利を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 成果物若しくは本施設又はそれらの使用等が第三者の有する権利を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第74条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 本契約で公表、開示等することができると規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (4) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 甲及び乙が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する受注者又は乙の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、甲の関係機関及び関係者に開示する場合
- (6) 甲が、本事業に関する業務を乙以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報保護)

第75条 乙は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を適用し、これらの規定に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運營業務を開始する際に、運營業務の従事者に運營業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること
- (2) 運營業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を甲が指定した目的以外に使用せず、また、第三者に提供しないこと
- (3) 甲の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと
- (4) 甲の許可なく関係資料を甲が指定する場所以外へ持ち出さないこと
- (5) 運營業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告すること
- (6) 運營業務が完了したときは、直ちに関係資料を甲に返還すること
- (7) 運營業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、複写又は複製にかかる情報を消去しなければならない。

第10章 補則

(乙の権利義務の譲渡)

第76条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(資本金及び株式の発行)

第77条 乙は、基本協定別表に定めるところにより、新株を発行し、資本金額を増加し、かつこれを維持しなければならない。なお、運営期間の開始日までには、資本金を【金〇円以上】〔提案によります〕としなければならない。

- 2 乙は、いかなる場合でも、既存の株主以外の者に株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行してはならない。
- 3 乙は、本契約が効力を失うまで、第1項に規定する場合を除き、あらかじめ甲の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を第三者に対して与え、又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他乙の会社組織上の重要な変更をしてはならない。

(解散)

第78条 乙は、本契約が運営期間満了により終了した場合でも、第64条第3項の規定による対応が終了するまでは、解散してはならない。ただし、当該対応を行う義務を、甲が承諾する者が引き受けた場合は、この限りでない。

(乙の兼業禁止)

第79条 乙は、本契約の履行以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(乙の役員)

第80条 乙は、会社法（平成17年法律等86号）第326条第2項に従い、その定款に監査役の設置にかかる規定を置き、本契約が効力を失うまで、これを維持しなければならない。

2 乙は、会社法326条第2項に従い、本施設の試運転の開始の時までに、その定款に会計監査人の設置にかかる規定を置き、本契約が効力を失うまでこれを維持しなければならない。

3 乙は、会計監査人を選任した場合、役員（会社法第329条にいう役員をいう。）若しくは会計監査人に異動があった場合、その他乙の商業登記の登記事項に変更があった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告に当たっては、乙は、変更後の商業登記の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合において、乙の定款変更があったときは、乙は、変更後の定款の写しをも添付しなければならない。

(経営状況の報告)

第81条 乙は、本契約の終了にいたるまで、会計年度毎に、自己の費用において会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第435条第2項にいう計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの付属明細書の写しを、当該会計年度の最終日から3月以内に、甲に提出しなければならない。

(遅延利息)

第82条 乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ法定利率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第83条 甲と乙は、本契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、千葉地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項)

第84条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定める。

運営業務委託費の支払方法

[入札説明書添付資料-5の記載並びに事業者提案の内容に基づいて、運営業務委託費の構成、支払方法、支払スケジュール、運営業務委託費の改定等を記載する。]

特許権等の使用

[事業提案書の内容に従って記載します。]

保険の詳細

本契約第57条に基づき、乙もしくは受注者は、以下の内容の保険に加入することとし、付保証明書を保険契約締結後又は更新後速やかに甲へ提出するものとする。

(1) 本施設の運営業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者 : 乙もしくは受注者

被保険者 : 甲、乙もしくは受注者

保険期間 : 1年間 (毎年更新予定。運営期間終了日まで。)

てん補限度額 : (補償額) 対人 : 1名当たり最大1億円
1事故当たり最大10億円
対物 : 1事故当たり最大1億円

補償する損害 : 本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、乙が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

別紙 4 モニタリング及び運営固定費の減額

モニタリング及び運営固定費の減額

[入札説明書添付資料-6 4. についての内容による。]